発行日

違約金がかかるという。

解約

分かった。

2016年10月15日 第370号

無料

な

 \mathcal{O}

は本体が

代

か

後になって

契約することにした。

だけで、

月々

 \mathcal{O}

利

料金がかかることが

枚方市立消費生活センタ・ 発行

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAXO72 (844) 2433

京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分

<相談受付>

2 072 (844) 2431 午前9:30~午後4:30

(土・日・祝日、年末年始除く)

料金 をたずねた。 先 -は 使 が実質無料になると勧められた。 ットも契約すると、 ったことがな 61 機種変更と同時 が、

ット

本

体

無

料

誾

い た の

に

料

金

が

か

か る

1?

ホを買い替えようと、 ツ

アドバイス

1. 契約の内容はしっかり確認しましょう。

携帯電話・スマホなどの通信契約をする際に、タブレットやポケットWi-Fi、光回線の契 約とセットにすることで、「**料金割引」「本体代金が実質無料**」などと勧誘されることが あります。割引や無料になる条件や対象、期間等を確認し、納得した上で契約しましょう。

なお、通信機器は、本体代金が実質「無料」になっても、**通信料等の継続経費がかかり** ます。無料という言葉だけで契約してしまうと、月々の継続経費がかかるだけでなく、解 約する場合には、違約金等が発生します。ただし、説明義務等の法令遵守がなされていな い場合等には契約解除できることもありますので、消費生活センターへご相談ください。

2. 本当に今必要な契約か考えましょう。

「無料」「安くなる」「キャンペーン」等といわれても、すぐに契約するのではなく、その 契約が今自分に本当に必要なものなのかを考えて契約しましょう。

困ったら ご相談を!

◎「お試し」「1回だけ」のつもりで購入したとこ

ろ、実際は定期購入契約だったというトラブル

ご注意ください [相談事例]

「お試し」 の はずが定期購入に

◎不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれ ◎こうした通信販売には、**クーリングオフ制度は** ありません。事業者が返品や交換できるル た場合、消費生活センターに相談しましょう。 ルを独自に定めている場合、そのルールに従う ことになるので、注意が必要です。

注文前のチェックポイント

□事業者名や連絡先等の記載があるか

であったが、いつの間に

か定期購

入に

]連絡先に繋がるかどうか

当初は1回限りのお

試 L

のつい

ŧ

1)

の試供品を申し込んだ。

ネット通販でダイエットサプリメント

【事例】

記載がある場合は

]契約内容や解約条件について記載があるか

□【契約の内容】

こたが、混み合っているのか全く繋がら

解約するため、

相手

方の電話に連

どうすればよいか。

・定期購入が条件になっていないか

【解約の条件】

定期購入期間内に解約が可 能

解約の申し出先や方法

upplement

催し予告

法の日週間記念 市民講座

◎解約するため、事業者に電話を何度かけても

が急増しています。

でのみ解約の申し出を受け付けている」として

対応されないケースもあります。

通話中で繋がらず、メールで連絡しても「電話

「気をつけよう!

クレジットカードの落とし穴」

14時~16時 日時:10月28日(金)

場所:消費生活センタ

定員: 先着 40 名

講師:松尾 善紀さん(大阪弁護士会) 手話:有り(10月17日までに要予約) 申込み:電話(072-841-1559)

FAX (072-846-8861)

広聴相談課にて受付

共催:大阪弁護士会

枚方市(広聴相談課・消費生活センター)

消費者教育講演会

「ウマい話の落とし穴へ

14時~15時30分 0月26日(水)

場所:メセナひらかた会館 6階

対象:市内在住・在職・在学の方

定員150名

公昭さん(立正大学教授) 講師:西田

手話:有り

申込み:電話・FAX にて受付

(072 - 844 - 2433)

詳しくは、広報ひらかた 10 月号または 配布中のチラシをご確認ください。